

めくれず

閣甲第三六八號
起 昭和三年十一月十八日
閣議決定 昭和三年十一月十九日施行
昭和 年 月 日

内閣總理大臣 齋藤

内閣書記官長 齋藤

外務大臣	文相大臣	植原
内務大臣	逓信大臣	金森
大藏大臣	陸軍大臣	膳
司法大臣	海軍大臣	齋藤

目下樞密院に御諮詢中の「元號法案

帝國議會へ提出の件」を撤回するの件

右閣議に供する。

本件閣議決定の上は、左案によつて

侍従長を経て伺ふことと致したい。

伺案

目下樞密院に御諮詢中の左記の件は、都合によつて撤回致したいと存じます。

記

元號法案帝國議會へ提出の件

めくれず

閣甲 三六八

御覽濟内閣へ御下付

昭和三年十一月八日御下付

昭和三年十一月七日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣副書記官

法制局長官

内閣總理大臣

外務大臣

海軍大臣

大農林大臣

幣原國務大臣

内務大臣

司法大臣

商工大臣

齋藤國務大臣

大藏大臣

文部大臣

運輸大臣

金井國務大臣

陸軍大臣

厚生大臣

逓信大臣

膳國務大臣

元號法案

法制局

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト

認ム

追テ本件ハ樞密院官制第大條ノ規定ニ依リ樞密院ニ依テ諮詢相成可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

(起案用紙青四號)

めくれず

元號法案

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

年 月 日

國務各大臣

法制局

元號法

皇位の繼承があつたときは、あらたに元號を定め、一世の間、これを改めない。

元號は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
現在の元號は、この法律による元號とする。

皇族の元號を、この詔書による元號とする。
この詔書は、日本國憲法施行の日より、これを施行する。

附 則

元號を、元亨と、これを定むる。
元亨は、

皇位の繼承するべきとき、あるときは元號を定む、一世の間、この
元號を

理 由

日本國憲法施行に伴ひ、あらたに、元號に關し必要事項を定め
る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内 閣

る必要がある。これは、この法律を提出する理由である。
日本國憲法第111條の「元職の關し必要を專断する」

原 則

元號法案帝國議會へ提出の件
右謹て上奏し恭しく
聖裁を仰ぎ併せて樞密院の議に付せ
られむことを請ふ。

昭和二十一年十一月八日

内閣總理大臣吉田 茂

内閣

元號法

皇位の繼承があつたときは、あらたに元號を定め、一世の間、これを改めない。

元號は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
現在の元號は、この法律による元號とする。